

## 私立認可保育所に対する特別指導検査の実施結果について

### 1 経緯

区の一般指導検査、都区合同による特別指導検査により、区内の私立認可保育所1園について、法令等と照らして改善を要する事項及び運営委託費等の不正受給が確認されたため、当該事業者に対して、適正な運営の確保に向けた指導を行うとともに、不正受給となる運営委託費等の返還請求を行う。

### 2 対象事業者

事業者名	株式会社フェイスフルラバーズ
施設名	ピュアリー目黒南保育園
所在地	目黒区南2-10-3
保育所の種別	認可保育所
開設年月日	令和2年4月1日

### 3 指導検査の経過

令和4年3月28日	一般指導検査（書面審査）
6月27日	一般指導検査（実地指導）
令和5年1月10日～20日	都区合同特別指導検査実施
3月24日	特別指導検査結果手交
5月9日	改善状況報告書受領

### 4 特別指導検査において確認された改善を要する事項

調査項目	改善を要する事項
施設運営	施設長が職責を十分に果たしておらず、運営管理上問題が生じている。
	施設長が運営管理業務に専従していない。
	実態と異なる職員配置名簿を以って、運営委託費等の請求をしていた。
保育内容	保育士が適正に配置されていない。
	常勤の保育士を各組や各グループに1名（場合により2名）以上配置していない。

## 5 事業者の改善内容

当該事業者は、東京都及び目黒区宛てに「改善状況報告書」を提出の上、施設長が運営管理業務に専従できる体制に改めるとともに、社内研修を実施し、組織としてコンプライアンスの徹底を図ることとしている。

また、新たに職員を採用し、運営基準に基づく職員配置を確保するなど、適正な運営管理に向けた改善に取り組んでいる。

運営委託費等の不正受給に関しては、改めて職員配置名簿の見直しを行い、真正な職員配置状況を記した名簿等資料を提出している。

## 6 不正受給への対応

不正受給と確認できた運営委託費等について、下表のとおり、事業者宛て返還請求を行う。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合 計
運営委託費	16,169,990	16,053,800	13,879,530	46,103,320
キャリアアップ等補助金	4,010,000	4,835,500	—	8,845,500
計	20,179,990	20,889,300	13,879,530	54,948,820

なお、目黒区補助金等交付規則第20条第1項の規定に基づき、別途違約加算金を請求する。

## 7 再発防止に向けた区の実施

本事例の対象保育所については、巡回指導を中心として、今後の運営状況を定期的且つ重点的に確認していく。

また、本事例について、区内全ての保育施設及び運営法人に対して周知するとともに、指導検査体制の充実・強化を図りながら、区内保育所の適正な運営を確保していく。

## 8 今後の予定

令和5年 8月	区ホームページによる公表
10月	区内保育事業者向け集団指導（オンライン配信）
	以 上